

障害者作業施設設置等助成金

労働者である障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設、トイレ、スロープ等の付帯施設もしくは作業設備（以下「作業施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。工事や購入で行う設置または整備を第1種助成金、賃借で行う設置または整備を第2種助成金としています。

なお、対象となる障害者が雇用され、または職場復帰もしくは人事異動等から6か月を超える期間が経過しており、作業施設等の設置または整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置（賃借を除く）または整備	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 ※在宅勤務の方も対象	2/3	<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき450万円 （作業設備のみは1人につき150万円 （中途障害者の場合は450万円））	3年間
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借による措置			<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円 	
			<ul style="list-style-type: none"> 障害者1人につき月13万円 （作業設備のみは1人につき月5万円 （中途障害者の場合は13万円））	
			<ul style="list-style-type: none"> 短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額 	

（注）受給資格認定申請書（支援計画）の提出期限：

- ①の助成金…作業施設等の設置または整備に係る契約（発注）予定日の前日まで、かつ雇入れ日から起算して6か月以内、中途障害者にあつては、職場復帰の翌日から起算して6か月以内、人事異動等の場合にあつては、人事異動等の翌日から起算して6か月以内
- ②の助成金…作業施設等の賃借借契約日の翌日から起算して6か月後の応当日まで

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております（<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>）。